

IV. 新型インフルエンザに対する状況別対応

1. 状況別対応の考え

- ・ 新型インフルエンザへの対策は、その発生状況等に応じてとるべき対応は異なることから、あらかじめ状況を想定し、各状況において迅速かつ的確な対応ができるよう、平時より対応方針を定めておく必要がある。

2. 各状況の定義

- ・ この報告書においては、次のとおり、状況 A～F の 6 つの状況を定め、対応方針を表 1 のとおり整理することとした。

表 1 新型インフルエンザに対する状況別対応（49 ページ参照）

- ・ 状況 A～F は、必ずしも時系列に対応したものではなく、例えば、状況 A から一気に状況 D に移行することもあり得る。特に、低病原性鳥インフルエンザの場合には、家きん等の異常死として発生を確認できないことが多い。
- ・ （高病原性）鳥インフルエンザウイルスに感染した者が、ヒトインフルエンザウイルスにも同時に感染した場合、新型インフルエンザウイルス出現の危険性が高まると考えられている。（高病原性）鳥インフルエンザへの対応は新型インフルエンザウイルス出現の未然の防止のためにも重要である、という観点から、新型インフルエンザ発生時の状況の前に、（高病原性）鳥インフルエンザ発生時という状況 B、C を設ける。

状況 A：国内外ともに、鳥インフルエンザウイルスや新型インフルエ

ンザウイルスによる感染被害が発生していない状態（平常時）

状況B：海外において高病原性鳥インフルエンザウイルスの家きん等への感染被害又は鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染被害が発生している状態

状況C：国内において高病原性鳥インフルエンザウイルスの家きん等への感染被害又は鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染被害が発生している状態

状況D：海外において新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染被害が発生している状態（ウイルス型の検索で新型インフルエンザウイルスであることが確認できない段階において、種々の疫学的条件から新型インフルエンザウイルスであることが疑われる場合を含む。）

状況E：国内において新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染被害が少数・限局的に発生している状態（ウイルス型の検索で新型インフルエンザウイルスであることが確認できない段階において、種々の疫学的条件から新型インフルエンザウイルスであることが疑われる場合を含む。）

状況F：国内において新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染被害が拡大している状態

- ・海外における発生に関する各状況の判断は、原則としてWHO又は各国政府の公式発表に基づくが、発生の状況等により、公式情報以外の情報も勘案することがある。

3. 各状況の対応方針

(1) 状況 A（平常時）

- ・ 新型インフルエンザ対策は、通常のインフルエンザ対策の強化・拡充に努めることが重要である。
- ・ 通常のサーベイランスにおいてインフルエンザの発生状況を常に把握・分析することによって、新型インフルエンザによる異常な患者発生を察知することにつながる。
- ・ 新型インフルエンザウイルスの発生を早期に探知する手段の一つとして、ブタからのインフルエンザウイルスの分離調査を行う。
- ・ 平常時において、ワクチン生産に必要となる施設や技術の維持・拡充を行うことによって、新型インフルエンザ発生時の緊急的なワクチン生産が可能となる。
- ・ 平常時において、インフルエンザ迅速診断キットや抗インフルエンザウイルス薬を適正に用いることが、新型インフルエンザ発生時の診療体制の確保につながる。我が国は、世界的にみても、特異的なインフルエンザ診療が最も普及している国であるが、多くの国では抗インフルエンザウイルス薬の使用方法的周知、流通ルートの確保等が大きな課題となっている。
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄に当たっては、備蓄医薬品の使用期限が切れるまでに常に新しいものに更新する必要があるが、平常時に使用されていない場合には、この更新ができないために、使用期限切れの医薬品を廃棄することになり莫大なコストが発生することになる。
- ・ 新型インフルエンザに関する調査研究により、新型インフルエンザ

用のワクチン等、新たな開発を推進することが、新型インフルエンザ発生時の対策を強化する上で重要である。また、新型インフルエンザ発生時に疫学調査やワクチンの副反応調査を進めるための基盤を整備していくことも重要である。

(2) 状況B（海外での鳥インフルエンザ発生時）

ア. 情報の収集・分析

- ・海外で鳥インフルエンザウイルスによる感染被害が報告された場合には、WHO等からの情報収集、専門家の現地への派遣等により、疫学及び臨床データやウイルス材料等の収集を行うことが重要である。
- ・得られた情報等については、WHOとの連携のもと、疫学的な分析や、遺伝子レベルの解析、新型インフルエンザワクチン候補株の開発や医療・検査体制への反映等を進めることが求められる。

イ. 情報の提供

- ・海外での鳥インフルエンザの発生状況等については、ホームページ、マスメディア等を通じて、国民への情報提供を行う。また、鳥インフルエンザに関するQ & Aを作成するなど、国民に分かりやすい情報提供に努める。
- ・検疫所では、発生地域への渡航者に対し、情報提供と注意喚起を行うとともに、発生地域からの入国者に対しては、発症早期の医療受診等の必要な指導を行う。なお、渡航者への情報提供に当たっては、外務省とも十分に連携を図る。

ウ. 発生拡大防止のための取組

- ・国民においても、高病原性鳥インフルエンザが流行している地域への渡航をできるだけ避け、渡航する場合も、生きた鶏等を販売して

いる市場等には立ち入らないなど、自ら感染の防止に努める。

エ. 医療・検査体制の整備

- ・国内での鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染事例発生に備えて、医療機関等に注意喚起を行うとともに、疑わしい患者が発生した際には、地方衛生研究所等において検査を実施できる体制を整備する。
- ・インフルエンザ迅速診断キットや抗インフルエンザウイルス薬の流通状況等の確認など、鳥インフルエンザウイルスに感染している（疑いのある）患者への医療体制の確保に努める。

(3) 状況C（国内での鳥インフルエンザ発生時）

ア. 情報の収集・分析

- ・高病原性鳥インフルエンザの発生は、主として鶏の異常死の増加として察知されることから、畜産部局(家畜保健衛生所)とも緊密な連携を図り、情報の共有に努める。
- ・病鳥が確認された場合は、病鳥との接触者（発生農場の職員、防疫従事者等）について、疫学調査を実施するとともに、接触後の健康状態の確認を行う。
- ・高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染した患者は、感染症法に基づく4類感染症として、直ちに保健所へ届出が行われる。届出を受けた保健所は、直ちに疫学調査を行い、感染源・感染経路等の究明を行うとともに、病鳥への接触者等を把握し健康状態の確認を行う。
- ・高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染している（疑いのある）者を早期に把握し、より迅速、的確に対応するため、感染症法に基づく医師等による届出とは別に、高病原性鳥インフルエンザの強化

サーベイランスを実施する。

(参考) 強化サーベイランスの報告基準

- ・ 下記（１）又は（２）に該当する者であって、発熱等のインフルエンザ様の症状がある者

（１）高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染している又はその疑いのある鳥（鶏、あひる、七面鳥、うずら等）との接触歴を有する者

（２）高病原性鳥インフルエンザが流行している地域へ旅行し、鳥との濃厚な接触歴を有する者

イ. 情報の提供

- ・ 状況Bに準じて、国民に対する情報提供及び注意喚起に努める。
- ・ 鳥インフルエンザの発生時には、過剰な不安により国民の間にパニックを生じるおそれがあることから、鶏肉・鶏卵等の食品の安全性や、飼育している鳥との接し方等について、正しい知識の普及を図ることが重要である。

ウ. 発生拡大防止のための取組

- ・ 国民においても、鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染の可能性や自宅で飼っている鳥が死んでしまった場合の対処法などについて、正しく理解をし、冷静、適切な対応や行動に努める。

エ. 感染予防対策

- ・ 鳥インフルエンザウイルスは、病鳥との濃厚な接触により人に感染するとされていることから、鳥の殺処理に従事する者など病鳥と接触する者に対して、感染予防の方法を情報提供し、医療用マスク（N95推奨）等の感染防御の実施を徹底することが重要である。また、物品等については、感染症法に基づき、消毒等の対物措置を行う。

- ・高病原性鳥インフルエンザが発生した農場において鳥の殺処理に従事する者は、同疾病への感染により感染者の体内において高病原性鳥インフルエンザウイルスとヒトインフルエンザウイルスの遺伝子の再集合が起きるリスクがあることから、インフルエンザの予防接種の勧奨を行う。また、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与についても併せて検討する。

オ. 医療・検査体制の整備

- ・状況Bと同様の対応をし、医療・検査体制を整備する。
- ・鳥インフルエンザウイルスに感染した患者では、重症例の頻度が高いという海外の事例に鑑み、適切な医療を提供するという観点から、必要に応じて個室に入院を求め、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による確実な治療を行う。

(4) 状況D（海外での新型インフルエンザ発生時）

ア. 法の適用

- ・WHOが新型インフルエンザの発生を確認した場合等には、感染力や病原性を考慮し、感染症法に基づく指定感染症への指定又は新感染症としての取扱い及び検疫法に基づく検疫法を準用する感染症への指定を迅速に行う。これにより、入院勧告等のまん延防止措置や、流行地域からの入国者に対する健康診断等を法律に基づき実施できるようになる。

イ. 情報の収集・分析

- ・状況Bに準じて、WHOとの連携のもと、情報の収集及び分析を行う。
- ・新型インフルエンザの患者を診断した場合には、感染症法に基づく指定感染症又は新感染症として対応し、直ちに保健所への届出を行

うよう、医療機関等に周知する。

- ・海外での新型インフルエンザの発生状況に応じて、症候群サーベイランス等を実施するなど、国内における患者発生の早期把握に努める。

ウ. 情報の提供

- ・状況B、Cに準じて、国民に対する情報提供及び注意喚起に努める。
- ・外務省が行う渡航延期勧告について、十分な連携を図る。

エ. 発生拡大防止のための取組

- ・国民においても、新型インフルエンザが発生している地域へはできるかぎり渡航しないよう求めるとともに、新型インフルエンザに関する正しい知識の獲得を求める。

オ. 検疫

- ・検疫法に基づき、入国者への質問、体温測定、診察の実施、入国後の健康状態の確認等により、流行地域からの入国者に対する検疫を強化する。

カ. 医療・検査体制の整備

- ・状況B、Cに準じて、インフルエンザ迅速診断キット、抗インフルエンザウイルス薬及び医療従事者用の医療用マスク等の感染防御資機材の流通状況等を確認するとともに、必要に応じ、適切な流通が確保されるよう努める。
- ・海外から新型インフルエンザ患者が入ってくるなど、国内で新型インフルエンザの患者が発生した初期の段階では、感染症法に基づき入院勧告を行うこともあるので、各都道府県において陰圧病床の確保に努める。また、すぐに、多数の患者が発生することも想定されることから、一般病床の活用も検討する。

キ. ワクチン開発